

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成13年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

熱海市中央町駐車場	熱海市中央町
-----------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 熱海市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年熱海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中

「

熱海市和田浜駐車場 熱海市東駐車場（大型車を除く。） 熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車場	16時間以内	30分までごと	108円
		最高限度額	1,728円
	16時間を超えるもの	1時間までごと	108円

」

「

熱海市和田浜駐車場 熱海市東駐車場（大型車を除く。） 熱海市駅前駐車場 熱海市臨港駐車場 熱海市第1親水公園駐車場 熱海市第2親水公園駐車場 熱海市中央町駐車場	16時間以内	30分までごと	108円
		最高限度額	1,728円
	16時間を超えるもの	1時間までごと	108円

」

改める。